



静岡労働局発表
平成29年10月30日

担 当	静岡労働局 労働保険徴収課
	課長 熊切 達也
	労働保険適用指導官 手島 章
	電話 054-254-6316

労働保険適用促進強化期間の実施について —労働保険に入っていない会社に、人が集まるでしょうか。—

静岡労働局（局長 高森洋志）は、11月を「労働保険（労災保険・雇用保険）適用促進強化期間」として、小規模零細事業等を中心に労働保険（労災保険・雇用保険）への加入手続きの強化に取り組めます。

労働保険（労災保険・雇用保険）は、人材確保、社員の安心、そして、会社の安定のための保険であり、労働者を1名でも雇用している場合は加入が義務付けられています。

取組概要

- 労働保険制度の概要及び加入手続き等についてのリーフレットを活用した加入促進活動を実施し、自主的に保険関係の成立手続きを取らない事業主については、職権による成立手続きを積極的に実施します。
- 関係行政機関及び関係団体と連携を図り、労働保険制度が理解され未手続事業場の解消が進むよう活動をします。
- インターネットバナー広告、広報誌等の広報媒体を活用し、労働保険制度の一層の周知・広報を図ります。